

上尾税務署から確定申告のお知らせ

問 上尾税務署 ☎ 770-1800

所得税・個人消費税・

贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

期間 2月18日(月)～3月15日

(金)(土日除く)

※2月24日(日)・3月3日(日)に限り開場

時間 9時～16時(受付8時30分) 提出は17時まで

※申告書の作成には時間を要しますので、16時(相談内容が複雑な場合は15時ごろ)までにお越しください。

場 上尾税務署

※確定申告会場の開設日までには、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。



医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。なお、税務署が内容の確認をする場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※提出が不要となる領収書には医療費控除を受けるための証明書(例・おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)を含みません。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示でも可能です。

平成30年分確定申告から配偶者控除・配偶者特別控除が改正されます

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除を受けられないこととなりました。

○配偶者控除

改正前は一律38万円とされ

ていましたが、改正後は申告者本人の合計所得金額に応じて控除額が変わります。

申告者本人の合計所得金額	配偶者控除	老人控除対象配偶者(※)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

※控除対象配偶者のうち、平成30年12月31日現在の年齢が70歳以上の者

○配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳しくは

国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご覧ください。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

申告書はご自宅等で作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。平成

31年1月からはスマートフォン専用画面が設けられます。書面で印刷して郵送またはe-Taxで送信(ICカードリーダーの事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は平成31年1月から「確定申告書等作成コーナー」を利用する際に、ID・パスワードを入力することでe-Taxで申告することができるようになりました。

郵送先 ▼〒362-8504 上尾市大字西門前577

○確定申告書等作成コーナーの操作等に関するお問い合わせ : e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-015901

(月曜日～金曜日、祝日等および12月29日～1月3日を除く)

○マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダーの設定、パソコン操作などに関するお問合せ : マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178(マイナンバー案内の「1」を選択)(平日9時30分～20時、土日祝日9時30分～17時30分)

償却資産の申告は1月31日(木)までです

☎ 税務課 2154

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産のことをいいます。
この償却資産は固定資産税の課税対象となるため、事業主は1月1日に所有する事業用資産の内容を、**事業を営んでいる所在地の市町村長に申告しなければなりません**。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご確認ください。
詳しくは町ホームページをご覧ください。

申告を要する方▼

償却資産を町内に所有する方または貸し付けている方。

（なお、平成31年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、申告書にその旨を記入して提出してください。）

償却資産の種類▼

- 構築物＝広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置＝コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具＝ブルドーザーなど
- 工具、器具および備品＝机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産▼

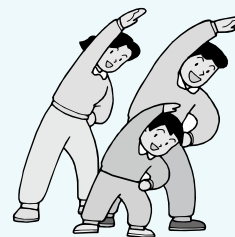
- ①耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ②取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ③家庭用に使用される資産
- ④自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

償却資産に係る固定資産税 電子申告のご案内

町では、インターネットを利用した電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」での、償却資産の申告ができます。

利用や申告について詳しくは、町ホームページ（生活ガイド「税・保険・年金」）をご覧ください。

「ロコラジさろん」 体操サポーター養成講座参加者募集！ ～身近な地域で身体づくりを目指して～



ロコラジさろんでは、主に下半身に効く「ロコモ体操」と主に上半身に効く「みんなのラジオ体操」を行います。地域での身体づくりを目指して、この体操を指導・普及していただけるサポーターを募集します。

☎ 「ロコモ体操とは？」、「ラジオ体操の効果」などロコラジさろんで必要な内容のほか、心肺蘇生法やAEDの使い方などについて学んでいきます。（講義内容が変更となる場合があります。）

- ☎ 2月1日～3月22日の毎週金曜日13時30分～16時、このほか3月に1回実習あり。（全9回予定）
- ☎ 伊奈町社会福祉協議会（伊奈町ふれあい福祉センター内）
- ☎ 町内在住で養成講座修了後サポーターとして地域でこの体操を指導・普及活動できる方
- ☎ 20名
- ☎・☎ 1月31日(木)までに福祉課窓口または電話☎ 2123・2124で受付